



児童扶養手当のてびき

(令和3年4月改訂)



神戸市





KOBE
子育て応援団
いっね！神戸で子育て



児童の健やかな成長を願って

ひとり親家庭になる理由は様々ですが、課題を抱え、ひとり親が、一人で仕事や家事を担いながら安定して、子育てをすることはとても大変なことです。

そこで、父または母と生計をともにしていない児童を養育するひとり親家庭の父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に、児童との生活の安定と自立を促進し、児童が健やかに成長していけるように、児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭を応援しています。



1. 対象となる児童及び申請者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳未満）の児童（以下「児童」という）について、その児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給されます（養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心となっている人が請求者となります）。

※監護とは、監督し保護することです。

※養育とは、児童と同居し、監護し、生計を維持していることです。

対象となる児童

- ① 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める重度障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児など父母が明らかでない児童

ただし、次のいずれかにあてはまるときは手当を支給できません。

支給されない場合

- ① 手当を受けようとする者（母、父または養育者。以下「申請者」という）もしくは児童が、日本国内に住所がない場合。
- ② 児童が里親に委託されている場合。
- ③ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所している場合。
- ④ 児童が父または母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくても、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む）に養育されている場合。ただし、配偶者が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ⑤ 申請者が母のとき、または父母にかわって児童を養育している養育者のときは、児童が父と生計を同じくしている場合。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ⑥ 申請者が父のときは、児童が母と生計を同じくしている場合。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

2. 所得制限限度額について

この手当は、申請者及び生計を共にする扶養義務者等（申請者の配偶者、生計同一の直系血族及び兄弟姉妹）の前年の所得と、養育費の8割相当額の合計により支給額が決まります。

また、扶養義務者等の所得が制限額以上の場合は支給停止となります。

※所得は合算ではなく、申請者・扶養義務者等のそれぞれの所得で判定します。

※申請が1～9月の場合は前々年中の所得額で、10～12月の場合は前年中の所得額で計算します。

$$\text{児童扶養手当上の所得額} = (\text{前年の所得額} + \text{養育費の8割}) - \text{下記の控除額}$$

◎控除額

- 一律控除・・・・・・・・・・8万円
- 障害者控除・・・・・・・・・・1人につき27万円
- 特別障害者控除・・・・・・・・1人につき40万円
- 勤労学生控除・・・・・・・・・・27万円
- 医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、*公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除・・・実額
※長期譲渡所得・短期譲渡所得がある場合に適用されます。

【令和3年10月分手当まで適用】

- 寡婦（夫）控除・・・・・・・・・・27万円
 - 寡婦特例控除・・・・・・・・・・35万円
- } 受給資格者が父または母の場合は控除しない
- ※未婚のひとり親である養育者及び扶養義務者等に限り、申請により、要件を満たせば寡婦(夫)控除および寡婦特例控除のみなし適用を受けられる場合があります。

【令和3年11月分手当より適用】

- 寡婦控除・・・・・・・・・・27万円
 - ひとり親控除・・・・・・・・・・35万円
- } 受給資格者が父または母の場合は控除しない

◎所得制限限度額

下表の所得ベースの金額に応じて、手当額が決定されます。

扶養親族等の数	申請者				扶養義務者等(金額：未満)	
	全部支給(金額：未満)		一部支給(金額：未満)		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0人	122万円	49万円	311.4万円	192万円	372.5万円	236万円
1人	160万円	87万円	365万円	230万円	420万円	274万円
2人	215.7万円	125万円	412.5万円	268万円	467.5万円	312万円
3人	270万円	163万円	460万円	306万円	515万円	350万円
4人	324.3万円	201万円	507.5万円	344万円	562.5万円	388万円
5人	376.3万円	239万円	555万円	382万円	610万円	426万円

※所得額・扶養親族等の数は、原則、住民税課税台帳上のものによります。

扶養親族等でない児童を前年の12月31日に生計維持していた場合は、申立の上、扶養親族等数に含めることができる場合があります。

※収入ベースの金額については、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した金額であり、就労形態によってはベース金額が異なる場合もあります。

◎所得制限限度額への加算

(申請者)

- 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族・・・1人につき10万円
- 特定扶養親族（19歳～22歳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人につき15万円
- 16歳～18歳までで申立書がある扶養親族・・・・・・・・・・1人につき15万円

(扶養義務者等)

- 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人につき 6万円
(老人扶養親族のほか扶養親族等がない場合は1人を除く)

3. 手当額（月額）（令和3年4月分から）

【今年度は手当額改定がありませんでしたので、令和2年度の手当と同額です】

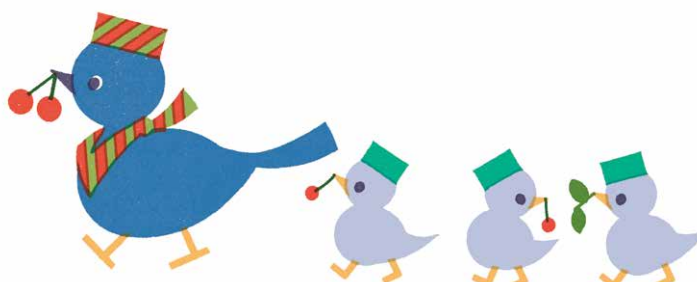
児童数	全部支給額	一部支給額・計算式
1人目	43,160円	43,150円～10,180円（所得に応じて決定されます。） 43,150円－（本人の所得額 ^{※1} －所得制限限度額）×0.0230559 ^{※2}
2人目加算額	10,190円	10,180円～ 5,100円（所得に応じて決定されます。） 10,180円－（本人の所得額 ^{※1} －所得制限限度額）×0.0035524 ^{※2}
3人目以降加算額 （1人につき）	6,110円	6,100円～ 3,060円（所得に応じて決定されます。） 6,100円－（本人の所得額 ^{※1} －所得制限限度額）×0.0021259 ^{※2}

※1 所得制限限度額・・・前ページ所得制限限度額表の「申請者の全部支給の所得制限限度額（所得ベース）」

※2 端数処理・・・・・・・・・・10円未満四捨五入

※申請者や児童が公的年金等を受給しているときは、児童扶養手当額が年金額より多い場合に、児童扶養手当額と年金額との差額のみが支給されます。

※手当額は、消費者物価指数の変動等に応じて改定されます（物価スライド制）。



4. 認定・支給の方法

必ず申請者ご本人が来所して手続きしてください。

◎相談

お住まいの区の区役所・支所のこども福祉係にご相談ください。

◎申請、審査、結果の通知

提出された必要書類を順次審査し、認定後、決定通知を送付します。

書類に不備等がない場合でも3か月程度かかります。

審査中に、書類の内容について改めて質問させていただくことがあります。

また、内容の訂正が必要な場合、書類が不足している場合等に、連絡及び来庁を依頼することがあります。

◎支給

認定された場合は、認定の翌月以降に、申請月の翌月分から手当が支給されます。

支払は年6回で、奇数月に前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。

支払日は通常11日ですが、土・日・祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日となります。

対象月	支払月
3月分 ~ 4月分	5月
5月分 ~ 6月分	7月
7月分 ~ 8月分	9月
9月分 ~ 10月分	11月
11月分 ~ 12月分	1月
1月分 ~ 2月分	3月



5. 受給開始後の手続きについて 必ず受給資格者ご本人が来所して手続きしてください。

◎現況届

受給資格者は、毎年8月に現況届を提出することが義務付けられています。現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかを審査し、受給資格を更新するために、**受給資格者全員に必ず提出していただく書類**です。

お住まいの区・支所より必要な書類を送りますので、**8月末日までに**、添付書類や証書とともに、お住まいの区・支所の子ども福祉係の窓口へ持参して提出してください。代理人による受付はできません。

⚠️ ご注意ください

期限までに現況届を提出されない場合は、手当の支給が遅れることや、支払を差し止めることがあります。また、3年間提出しなければ受給資格がなくなります。

◎一部支給停止適用除外事由届

手当の支給開始月の初日から起算して5年、または手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過したときには**手当額が約半額**となります。

ただし、下記のいずれかの要件に当てはまる場合には手当は減額されません。

- ①就労している場合
- ②求職活動などの自立を図るための活動をしている場合
- ③身体または精神に障害がある場合
- ④負傷または疾病などにより就業することが困難である場合
- ⑤監護する児童または親族が障害・負傷・疾病・要介護状態などで介護する必要があるため就労することが困難である場合

対象の受給資格者には、毎年6月頃にお住まいの区・支所の子ども福祉係から必要な書類を送りますので、期限までに提出してください。



◎支給停止関係届

次のような場合は支給額が変わることがありますので、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。

- ①所得制限限度額より所得の高い扶養義務者と同居または別居することになったとき
(支給額の増減は、同居または別居することになった翌月分から反映)
- ②受給資格者や同居の扶養義務者等の所得申告の内容に修正があったとき
(支給額の増減は、修正された所得によって算定される年度分に反映(遡及あり))

◎額改定請求届 (増額)

監護養育する児童数が増えたときには、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。支給額は、請求があった月の翌月分から変わります。

◎額改定届 (減額)

監護養育する児童数が減ったとき(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳)に到達したときを除く)には、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。支給額は、児童数が減った月の翌月分から変わります。

届出をしないまま手当を受給していると、児童数が減った月の翌月分からの過払分(受け取りすぎた手当)を返還していただくことになります。

◎資格喪失届

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。

- ①受給資格者が婚姻したとき(事実婚を含む) ※受給資格者が父または母の場合
- ②受給資格者が児童を監護または養育しなくなったとき(児童の婚姻等)
- ③受給資格者または児童が死亡したとき
- ④受給資格者または児童が日本国内に住所がなくなったとき
- ⑤児童が父と同居するようになったとき ※受給資格者が母または養育者の場合
- ⑥児童が母と同居するようになったとき ※受給資格者が父の場合
- ⑦児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)等に入所したとき
- ⑧児童を遺棄していた父または母から連絡等があったとき
- ⑨拘禁されていた父または母が出所したとき
- ⑩その他手当を受ける資格がなくなったとき

◎証書亡失届

証書を紛失、破損、汚損したときには、お住まいの区・支所のこども福祉係への届出が必要です。約1か月後に新しい証書を再発行します。

◎氏名変更届・支払金融機関変更届

受給資格者や児童の氏名や支払金融機関を変更した場合は、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。

支払金融機関や口座名義の変更があった場合は、届出されないと手当を受け取ることができませんので、ご注意ください。

◎住所変更届

- 市内での住所変更の場合
新しい住所地の区・支所のこども福祉係に届け出てください。
- 市外にお引越しされる場合
元の住所地の区・支所のこども福祉係に届けたあと、新しい住所地の担当課にも必ず届け出てください。
- 市外から神戸市にお引越しされてきた場合
新しい住所地の区・支所のこども福祉係に届け出てください。

◎公的年金給付等受給状況届

受給資格者や児童が公的年金等を受け取ることができるようになったときや受給資格者や児童が受け取っている公的年金等の額が変わった場合には、お住まいの区・支所のこども福祉係に届け出てください。

届出が遅れた場合は、手当を返還していただくことがあります。

◎その他

有期認定（認定期間の期限が定められている）の対象となっている受給資格者には、お住まいの区・支所のこども福祉係から必要な書類等についてお知らせしますので、期限までに必要な書類を提出してください。

期限までに提出されない場合は、手当の支給が遅れることや、差し止めとなる場合があります。

必要な書類は手続きによって異なりますので、詳しくは、事前にお住まいの区・支所のこども福祉係にご確認ください。



◎ご注意

- 婚姻等で受給資格がなくなる場合や、養育している児童数の変更等により手当額が変わる場合は、すぐに届出をしてください。届出をしないまま受給していた場合、受給資格のない期間に受け取った手当全額を一括返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

なお、婚姻には「戸籍上の婚姻関係」だけでなく「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合（事実婚）」も含まれます。同居はもちろんのこと、頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生計費の補助を受けている場合は、事実婚となりますのですみやかに届け出てください。

- 上記のほか、妊娠、親兄弟以外の異性と住所が同じになる、住民票上の住所と実際の居住地が異なる、扶養義務者等と同居するようになる、受給資格者や児童が公的年金等を申請することになったなどの生活状況の変化があれば、別途審査が必要です。すみやかにお住まいの区・支所のこども福祉係にご相談ください。
- 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた場合、児童扶養手当法に基づき、受け取った手当を返還していただくことや、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報の保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。



問 合 せ 先			
東灘区役所こども福祉係	〒658-8570	東灘区住吉東町5-2-1	☎841-4131
灘区役所こども福祉係	〒657-8570	灘区桜口町4-2-1	☎843-7001
中央区役所こども福祉係	〒651-8570	中央区雲井通5-1-1	☎232-4411
兵庫区役所こども福祉係	〒652-8570	兵庫区荒田町1-21-1	☎511-2111
北区役所こども福祉係	〒651-1195	北区鈴蘭台北町1-9-1	☎593-1111
北神区役所こども福祉係	〒651-1302	北区藤原台中町1-2-1 (北神中央ビル4階)	☎981-7005
長田区役所こども福祉係	〒653-8570	長田区北町3-4-3	☎579-2311
須磨区役所こども福祉係	〒654-8570	須磨区大黒町4-1-1	☎731-4341
北須磨支所こども福祉係	〒654-0154	須磨区中落合2-2-5 (名谷センタービル5階)	☎793-1415
垂水区役所こども福祉係	〒655-8570	垂水区日向1-5-1	☎708-5151
西区役所こども福祉係	〒651-2195	西区玉津町小山180-3	☎929-0001
神戸市こども家庭局家庭支援課	〒650-8570	中央区加納町6-5-1	☎322-5214

◎その他のお知らせ

- 神戸市の児童扶養手当の情報は、神戸市のホームページからもご確認いただけます。

神戸市 児童扶養手当

検索



 **KOBE**

- 児童扶養手当の一般的な質問（制度の概要・手当支給日など）については、神戸市総合コールセンターでもお答えしております。

神戸市総合コールセンター：078-333-3330（年中無休、8:00～21:00）

FAX：078-333-3314

- 児童扶養手当を含め、神戸市で子育てをしようとお考えの方に役立つ行政制度やサービスを紹介する「ママフレ」というサイトをご紹介します。
育児に役立つ各種の情報をまとめておりますので、ご利用下さい。


【公式 SNS アカウント】 Instagramアカウント：@kobe_mamafre_official

Twitterアカウント：@kobe_mamafre

神戸市 ママフレ

検索



いいね！神戸で子育て
 **KOBE** 子育て応援団 **ママフレ**

